

生産数量目標は64.4%に決まる！ (転作率は35.6%)

配分基準単収
583kg (10a当たり)

【算式】

大仙市への生産数量目標 (6万7255トン) ÷ 大仙市の面積換算値 (1万1555.84ha)
= 基準単収 (582.00009kg / 10a) ≈ 583kg / 10a
(※端数処理；1kg未満の端数は切り上げる)

米の生産調整実施者の確認（転作確認）

協議会は、農業者が作成する水稻生産実施計画書に基づき水稻共済引受面積との対応、又は現地確認等により確認します。

確認の時期は、原則、毎年7月1日を基準日として、**6月1日から8月1日まで**行います。秋播き等の作物については、適宜確認します。

生産数量目標を調整するための互助制度

生産調整方針作成者 (JAなど集荷業者) は、方針参加者 (農業者) 内の生産調整を円滑に進める機能として次を基本とした互助制度を実施できます。

- a 生産数量目標の受け手 (借り手) 農業者拠出額

10アールあたり単価 31,000円を基準とします。

- b 生産数量目標の出し手 (貸し手) 農業者受取額

aで造成された拠出額の範囲内で10アールあたり単価を決定します。

- c 方針作成者は、互助制度を円滑に実施するため互助拠出金の一部を制度運営の事務費に充てることができます。

- d 互助拠出金は、方針作成者の責任において管理し、その実績等については関係者に報告します。

【計算例】

$$\text{水田台帳面積} \times \text{配分基準単収} \times \text{生産目標配分率} = \text{生産数量目標}$$

456a × 58.3kg/a × 64.4% = 17,120kg

$$\text{生産数量目標} \div \text{配分基準単収} = \text{作付面積目標}$$

17,120kg ÷ 58.3kg/a = 294a

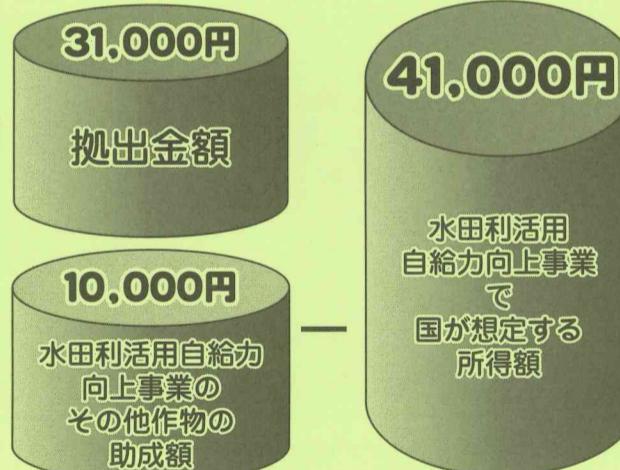
大仙市水田農業推進協議会では平成二十二年二月十九日、市から提供された生産数量目標に基づき、基準日 (平成二十二年一月三十日現在) の水田台帳面積を基に生産調整方針作成者別の生産数量目標の配分を行いました。
方針作成者 (JA及び集荷業者等) は、協議会から配分された内容に基づき生産調整方針に参加する農家の皆様 (方針参加者) に対し生産数量目標の配分を行う事としました。

基準単収は
583kg

（前年より
1kg
ダウン）



算出根拠



生産数量目標の配分率

64.4%

(転作率 : 35.6%)

- ① 配分率は上記のとおりとします。
② 全農家一律配分とします。



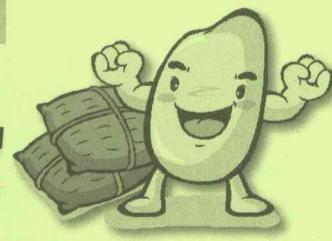
問い合わせ

第12号
平成22年
3月発行

大仙市集落営農・
法人化支援センター
大仙市太田町
横沢字堀ノ内46
TEL 0187-88-1920

ラインナップ

- 生産調整目標の配分、決まる。
- 大仙市農業講演会が大盛会に開催。
- 集落営農組織の法人化研修会も開催。
- 農業法人の「理事変更登記」の手続き、お忘れなく。



$$\text{水田面積} - \text{作付目標面積} = \text{生産調整目標面積}$$

456a - 294a = 162a

平成二十一年度大仙市農業講演会が去る二月二十二日、大仙市大曲に於いて、東北大学大学院農業研究科長・農学部長工藤昭彦教授を講師に、演題を「戸別所得補償モデル事業による農地の構図」―対象限定型から開放型―とし、約三〇〇名の農業関係者が参加し、政権交代による国の方針転換の不安を緩和させる講演会が開催されました。

①平成二十二年度戸別補償モデル対策の概要については、現在示されている内容は二十二年度限りで二十三年度になることによって、あくまで二十二年度モデル事業である。今集落営農組織はそのままでいるが、担い手像は示されていない。今の集落営農組織はそのままでいるが、制度をうまく活用した方が得継続し、制度を考へる。

②新制度が想定する担い手について、意欲がある全ての農家を制度の対象としたが、担当手像は示されていない。今の集落営農組織はそのままでいるが、制度をうまく活用した方が得継続し、制度を考へる。

③改正農地法の概要と新政策の関連については、農地をこれ以上減少させられない、自給率を高めなければならぬ等の背景があり、「農地を貸しやすく、借りやすく、農地を最大限に利用」するための見直しを行った。

④新政策を活用した参加型農業、農村活動など様々な分野の事業に取り組む法人の設立が可能になった。

農山漁村の六次産業化の推進による農山漁村に潜む資源の有効活用、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る事、加工・販売への主体的取り組み、食品関連事業者との連携による商品開発、先端技術の活用・新たな産業の創出を通じた、地域における雇用の確保で所得の増大を図る事など「農林水産業の立て直し」「農山漁村の六次産業化」「食品安全・安心の確保」という三つの観点からの政策としているが、農業政策は常に変化する可能性がある事を理解すべきだと締めくくりました。

平成21年度 大仙市農業講演会 盛会に開催！



多数の聴講者で会場は一杯になった農業講演会



熱弁する講師の東北大学院教授 工藤昭彦氏

集落営農組織の代表者が一堂に会し研修 集落営農組織 法人化研修会を開催 =集落営農組合から農業法人へ=



農業生産法人へ移行した
強首ファーム
代表理事 小山田和人氏



農業法人の皆さんへ、お済ですか? 『理事変更登記』

ご存知のことと思いますが、念のため、ひと言。

農業法人（特に平成18年から19年頃に創立された農業法人）の場合、定款に理事の任期が記載されていますが、最後の方に付則が記載されていますか？

付則には、ただし書きがあり、理事の退任の期日が記載されている場合は、それに基づき「理事変更登記」の手続きが必要となります。（理事に変更がない場合でも「ただし書き」の内容で手続きが必要の場合があります）

2週間以内に手続きをすることになっていますので確認してみてください。

変更手続きに必要な主なものは次のとおりです。

- ①理事変更登記申請書
- ②登記すべき事項（理事の資格、住所、氏名等を記載したもの）
- ③総会で選任した場合は総会の議事録
- ④農業法人の定款の写し（原本証明付き）
- ⑤その他（新規就任理事がいる場合は印鑑証明、就任承諾書等が必要となることがあります）

詳しくは、法務局、司法書士等に相談してください。

このほど大仙市大曲で「集落営農組織法人化研修会」が開催されました。これは、昨年十一月に設立された、大仙市集落営農組織連絡協議会（会長草薙節雄）の主催で同協議会の事業の一環で行なわれたもの。集落営農組合の代表者四十三名、関係機関の担当者三十名が研修しました。研修会では最初に、秋田県担い手育成総合支援協議会企画指導員石山金慶氏により「集落営農組織の法人化について」と題した講話が行われ、ここ十年間で農業法人の数は一・五倍増え、四一一法人となつた。その内農業生産法人は一二二組織。法人のメリットとして、税制面、社会保障制度などがあげられました。また、講話の中では一部改正された「新農地法」にも触れたほか、別所得補償モデル事業の中でも、米額部分の交付（十ヶ当たり一万五千円）の対象面積から、一律十八ヶ控除定戸一千五百戸の点は集落営農組織が受けられる。

小山田氏は、「基盤整備事業の取り組みと、大型農機具の導入を機関に法人に移行した。当初、3集落営農組合の合同法人を検討したが最終的にそれぞれ独自に法人へ移行する結果になつた。法人になつて仲間と一緒に農業している実感は、農作業の休憩や、共に収穫の喜びを味わう」と発表されました。

農事組合法人 「強首ファーム」 の概況

・水稲	21.7ha
・大豆	3.0ha
・野菜	1.6ha (キャベツ、エダマメ、白菜など)
基盤整備	21.5ha
合計	47.9ha (H.21年産の取組み)